

第4節 安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

現状と課題

本市は、高尾山や浅川などに代表される自然豊かなまちですが、市街地を中心に飲食店や娯楽施設などが集積し、日々多くの人に生活の拠点として利用されているまちでもあります。

しかしながら、マナーやモラルの欠如から、歩きたばこや吸殻のポイ捨て、放置自転車、違法看板の設置やはみ出し営業が行われるなど、まちの美観が損なわれてきています。また、自然が豊かである反面、害虫や雑草に関する相談も多く寄せられるほか、都市化に伴い電波障害などの問題も起きています。

こうした状況の中、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前などでの花づくり事業や、町会・自治会等が行っている地域や河川の清掃活動など、まちの美化活動が活発に行われています。また、市では豊かな街並みの形成や緑化意識の向上を目的として、市内で緑化活動を行う団体に対して花苗や用土を支給するなど、誰もが住みやすい環境づくりを進めています。

一方、大気汚染対策においては、工場等の事業活動に伴う排出ガス対策が中心的な課題でしたが、事業者の理解と協力により大幅に改善されてきました。最近では、自動車からの排出ガス対策や光化学スモッグの主因物質である光化学オキシダント（ O_x ）の対策も重要になっており、市では大気汚染の状況を市内7か所の測定室で常時監視しています。27年度の環境基準評価結果によると、光化学オキシダントが環境基準を達成できず、光化学スモッグ注意報が、4回発令されました。市では、学校等への情報の周知を図り、被害の未然防止に努めました。また、その他の大気汚染物質の状況は、近年横ばいとなっていることから、今後も長期的に観測していく必要があります。

また、中央自動車道をはじめ、国道4路線が市内を通る交通の要衝に位置する本市にとって、良好な大気環境の形成をするうえでは交通施策が重要です。交通施策においては、自転車の利用促進のため、中心市街地周辺に買い物など短時間利用向けの駐輪帯の設置を進めています。

そのほか、多様な生物が生息し、自然体験の場となっている豊かな水環境の維持を図ることも重要です。市では、河川や地下水の水質を維持するため水質測定を行っているほか、工場・事業場に対しては事前審査や立入検査などを行い、水質汚濁の防止に努めています。

第1項 美しく快適なまちの保持

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	46.4%	55%	60%

(指標のねらい)

市民のまちの美観の意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

1. まちの美化の推進

(1) 路上喫煙対策

歩きたばこによるやけどなどの被害や吸殻のポイ捨てが原因でまちの美観が損なわれるなど、喫煙マナーの欠如による迷惑喫煙が社会的問題となっています。

市では、19年1月1日に「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域で路上での歩きたばこを禁止しました。

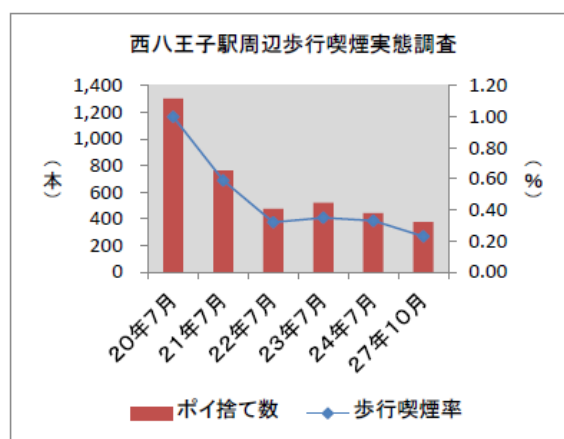
その後、歩行者が多く、歩きたばこ等による危険性の高かった八王子駅・南大沢駅・西八王子駅・高尾駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、喫煙スポットを除く路上での喫煙行為を禁止しました。

また、路上喫煙禁止地区に指定されていない八王子みなみ野駅及び京王堀之内駅周辺にも新たに喫煙スペースを設置し、吸殻のポイ捨てや歩きたばこの抑止を図っています。

喫煙者と非喫煙者が共存できるまちにするためには、禁止地区指定などの規制とともに喫煙マナーの普及と向上が必要です。そのため、八王子まつりやあったかホールまつりなどの会場で「喫煙マナーアップキャンペーン」を計8回実施し、喫煙マナーの啓発を行いました。

毎年実施している喫煙実態調査の結果では、歩行喫煙者や吸殻のポイ捨て数は減少傾向にあり、これは条例の周知徹底と喫煙者のマナー向上による効果と市では考えています。

喫煙者のマナー向上を図るため、啓発等の活動を今後も継続していきます。



(2) 放置自転車対策

放置自転車は、通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発や、災害時の救急や消火活動の妨げにもなるほか、まちの美観も損ないます。

そのため、市では駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車を整備するとともに、「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内で放置された自転車は即時に撤去しています。また、通勤・通学などで長時間利用向けの自転車駐車場整備はほぼ完了したことから、近年は買い物等短時間利用向けの「駐輪帯（歩道上に設けた自転車



ジョイ五番街通り自転車駐輪帯

駐車器具)」の設置を進めており、27年度末現在、八王子駅北口周辺には8か所229台分設置しています。また、西放射線ユーロードには「可動式駐輪器具（サインラック）」を10基30台分配備しています。市では引き続き、中心市街地周辺への駐輪帯の設置を検討していきます。

(3) 違法看板とはみ出し営業対策

中核市への移行に伴い、27年4月に「八王子市屋外広告物条例」を施行し、電柱や歩道に不法にある立看板、貼り紙や貼り札などの捨て看板対策を新たに開始しました。特に除却協力員制度の強化に努め、計6回の講習会を実施することで、除却及び安全対策の知識向上を図りました。15年7月から続く違反対策により、市内の捨て看板は大幅に減少しました。

(4) みんなの町の清掃デー・みんなの川の清掃デー

恵まれた自然を守り、郷土を愛する心をはぐくむとともに地域住民のふれあいの場として、「美しい八王子をつくる会」が町会・自治会等の協力を得て、毎年「みんなの町の清掃デー」と「みんなの川の清掃デー」を実施しています。



みんなの川の清掃デー

27年度の開催状況

名称	実施日	参加数		ごみ回収量 (kg)		
		団体	人数	可燃	不燃	合計
みんなの町の清掃デー	5月31日	238	15,861	14,550	1,780	16,330
みんなの川の清掃デー	9月6日	159	8,904	24,250	1,120	25,370

(5) 害虫対策

市には毎年、ダニや蚊、ハチやネズミなどの害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は年間1,000件を超えています。中でもハチの駆除相談が最も多く、27年度には1,394件の相談が寄せられました。ハチに関する相談は年間を通してありますが、中でもハチの活動が活発になる6月から11月に多く、特に7月から9月までの3か月間で926件の相談がありました。

市では、ハチを含め害虫などの駆除は行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、また、ご自分でハチの駆除を行う方には、防護服と殺虫剤を無料で貸し出ししています。

また、ハチに対する理解を深めてもらうため、市民・大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成しています。冊子は、市のホームページからもダウンロードできます。



ハチ対策冊子

(6) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、病虫害の発生予防や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者などに対して、空閑地の雑草対策として、雑草の除去及び清掃管理などの指導を行っています。

(7) 電波障害の未然防止

テレビ放送は、社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしていますが、高層建築物等の建築に起因する障害や電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、「八王子市民の生活環境を守る条例」により、建築主による対策を義務付けています。また、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」に基づき、高さ10m以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています（27年度事前協議件数：38件）。

なお、23年7月に、受信障害を受けにくい方式である地上デジタル放送へ移行したことで、高層建築物等に起因する電波障害に関する苦情は減少しています。

(8) みどりのまちづくり支援事業

地域の景観の向上やうるおい豊かな街並みの形成の推進と、緑化意識の高揚を図ることを目的として、市内において緑化活動を行う団体に対し、必要な苗木や資材を支給しています。対象となる団体は、町会・自治会及び同一の道路に面する近隣3世帯以上で構成された団体で、対象となる場所は、個人住宅や集合住宅に隣接する公共性の高い場所としています。

27年度は、15団体に花苗や用土などを支給し、緑化による居住環境の向上に貢献しました。

2. 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—1美しく快適なまちの保持についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H27実績
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	46.4%	55%	60%	70.2% (参考値)	52.8%
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	順調	27年度目標(50%)を達成し、中間目標に向けて順調に数値が伸びている。		市政世論調査等の調査で市民の意識把握に努める。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

駅前緑化、清掃デーなど地域と連携したまちの美化を継続して実施している。重点区域違法看板実態調査によると、違法看板の件数が前年比で38%減(午後7時台)であり、指導の成果が出ていると言える。また、新しい条例の施行に合わせ、新たな施策(屋外広告物講習会の開催や愛犬手帳の作成・配布)を実施した。

<今後の展開>

継続的に事業を展開することにより美しく快適なまちの保持を図る。

<環境推進会議での相互評価>

新しく施行された2つの条例について、周知・啓発をしっかりと行っていただきたい。また、「全国都市緑化はちおうじフェア」に向けて、駅前の緑化やまちの美化に努めていただきたい。

第2項 安全で健康な暮らしを守る

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)
周囲の生活環境(大気汚染、騒音・振動)について良いと感じている市民の割合	41.9%	51%	60%

(指標のねらい)

市民の生活環境に関する意識を把握することにより、良好な生活環境の確保につなげます。

1. 公害防止対策の推進

(1) 水質測定

市では、河川や地下水の水質汚濁の防止を図るため水質測定を行っています。

市内の河川では、毎月8か所の環境基準点と1か所の環境測定地点で測定を行っています。20年度以降、すべての測定地点でBOD^{注1)}の環境基準を満たしており、有害物質も検出されていません。

また、地下水については、水質汚濁防止法に基づき都が定めた水質測定計画により水質測定をしています。市内を20ブロックに分け、1年に5ブロックごとの水質測定(概況調査)を行っており、27年度の概況調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。

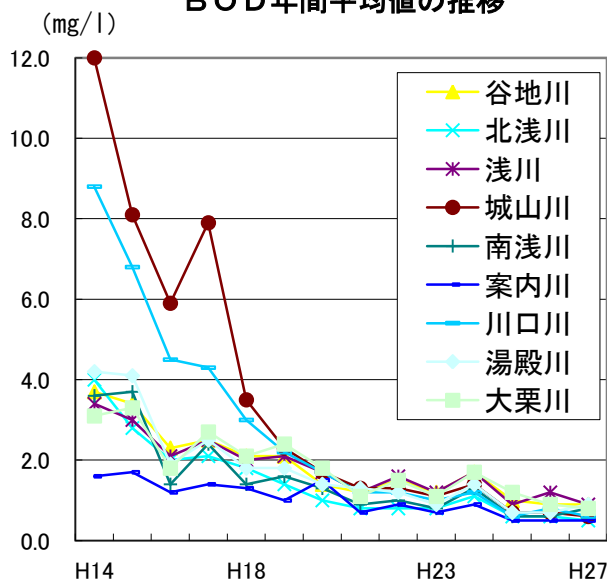
市内河川BOD75%水質値^{注2)}

(単位: mg/l)

河川名	測定地点	75%水質値	環境基準 ^{注3)}
谷地川	下田橋下	0.9	○
浅川	中央道北浅川橋	0.5	○
	長沼橋下	0.9	
城山川	五反田橋	0.6	○
南浅川	横川橋	0.8	○
案内川	御室橋	0.5	○
川口川	川口川橋	0.6	○
湯殿川	春日橋	0.9	○
大栗川	東中野橋	0.8	○

○: 基準達成、×: 基準未達成

BOD年間平均値の推移



注1) BOD : 有機物による河川の汚染度を示すもので、数字が大きいほど汚れが著しい。

注2) BOD75%水質値 : BODの環境基準の達成状況を見るもので、n個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき0.75×n番目にくる数値。

注3) 環境基準 : 人の健康を保持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい目標。

(2) 工場・事業場への対応

市では水質汚濁防止法に基づく届出の事前審査や指導を行い、水質汚濁の未然防止に努めています。

また、工場及び事業場への立入検査を実施し、届出の内容、排水処理施設の状況や排水基準の遵守状況を確認しています。

水質検査を伴う立入調査結果（27年度）

立入 事業場数	水質検査 回数	行政措置	
55	24	行政指導	4件
		改善命令	0件
		排水の一時停止命令	0件

(3) 大気汚染物質低減への取組

ア. 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスへの対策では、これまでの窒素酸化物（NO_x）を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質への規制が行われています。今後は、粒子状物質の削減対策にとどまらず、より低排出ガス・低公害な自動車への転換を推進することが必要です。

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づいて都が策定した「自動車環境管理計画」により、公用車の低公害車への転換を推進しています。

ごみ収集車の更新時にはクリーンディーゼル車などを導入するなど、公用車の低公害車への転換を図り、自動車環境管理計画（第3期計画書）の目標であった27年度末までの特定低公害、低燃費車等の5%以上の導入を達成しました。

イ. 光化学スモッグ対策交通施策

自動車、工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）は、太陽の強い紫外線によって化学反応を起こすことにより光化学オキシダント（O_x）という物質に変化します。そして、光化学オキシダントの濃度が高くなると、白く霧がかかったような状態になることがあります。主に4月から10月の日差しが強く気温が高い、風の弱い日に発生しやすく、この状態を「光化学スモッグ」と呼びます。

近年、光化学オキシダント濃度が高濃度化する原因としては、自動車対策などにより窒素酸化物の排出削減が進んだことに比べ、揮発性有機化合物の削減が追いついていないためと考えられています。

国や都では、光化学オキシダント濃度を下げるため、揮発性有機化合物を使用する事業者に対し排出量の規制や適正管理による排出量の削減を図っています。一方、市では、光化学スモッグ発令時には学校等へ情報周知を行い、被害の未然防止に努めています。

光化学スモッグの発令回数

発令・年度	H23	H24	H25	H26	H27
学校情報	9	6	17	14	15
注意報	3	2	8	4	4
警報	0	0	0	0	0

ウ. 工場・事業場への対応

市では、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、工場等から排出されるばい煙の排出基準遵守等の指導を行っています。

また、大気汚染防止法等では、工場・事業場におけるばい煙、粉じん（一般粉じん）及び特定粉じん（石綿）を排出する施設について排出基準や構造基準等を定め、事業者はこれらの施設の設置や構造等の変更時には事前の届出が必要となっています。

市では、これらの届出に基づき、事前に審査・指導を行い、未然に大気汚染の防止を図っています。

エ. 常時監視体制

市では、大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視しています。

測定結果は、毎日の時報データを本市のホームページに掲載しており、市民への情報提供に努めています。（<http://www.taikikansi-hachioji.jp/realtime.htm>）

一般環境大気測定室			自動車排出ガス測定室		
1	片倉町測定室	片倉町 553	1	八木町測定室	八木町 8-1
2	館町測定室	館町 1097-66	2	下柚木測定室	下柚木 498
3	大楽寺町測定室	大楽寺町 419	3	打越町測定室	打越町 1647-6
4	川口町測定室	川口町 2694-5			

オ. アスベスト対策

アスベスト除去工事の届出件数

(ア) アスベスト除去工事の届出

大気汚染防止法及び環境確保条例による除去工事の届出は右表のとおりです。

民間施設などでもアスベストの除去が進んでいることがうかがえます。

届出件数・年度	H25	H26	H27
大気汚染防止法	17	10	23
環境確保条例	16	10	23

(イ) 大気濃度測定

市では、17年11月から一般環境大気測定室2か所及びアスベスト除去工事周辺などで大気濃度測定を行っています。

27年度は、すべての箇所でアスベスト繊維は検出されませんでした。

(4) 有害化学物質の取組

ダイオキシン類の調査結果

(1) 大 気 単位 (pg-TEQ/m³)

地 点	年平均値	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
片倉町	0.013	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	4	5・8・11・2
大楽寺町	0.011	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	4	5・8・11・2

(2) 河川水質 単位 (pg-TEQ/L)

地 点	調査結果	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
谷地川 (下田橋下)	0.046	1 pg-TEQ/L 以下	2	5・9
浅川 (中央道北浅川橋)	0.02			
湯殿川 (春日橋)	0.049			

※複数回測定地の数値は平均値

(3) 河川底質 単位 (pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準 (年平均値)	回数	測定月
谷地川 (下田橋下)	0.84	150 pg-TEQ/g 以下	1	9
浅川 (中央道北浅川橋)	0.24			
湯殿川 (春日橋)	0.75			

(4) 土 壤 単位 (pg-TEQ/g)

地 点	調査結果	環境基準	回数	測定月
左入公園 (みつ台)	2.0	1000 pg-TEQ/g 以下	1	10
北大和田公園 (大和田町)	18.0			
明神公園 (明神町)	8.4			
中組公園 (日野市)	3.3			
子安東公園 (子安町)	4.4			
岸田公園 (北野町)	12.0			

ア. ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。

このダイオキシン類の主な発生源は、廃棄物の焼却による燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉など様々な発生源があります。

ダイオキシン類による環境汚染の防止などを目的として、12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、これに基づき都では大気や水質などの測定を実施し、その結果を公表しています。

また、廃棄物焼却炉(焼却能力50kg/時以上)などの特定施設の設置者には、施設の設置や構造変更時に都知事への届出や毎年1回以上のダイオキシン類の測定などが義務付けられています。市内には2つの清掃工場がありますが、いずれの工場も排出基準を満たしています。なお、環境確保条例ではダイオキシン類対策特別措置法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野焼きについても原則禁止しているため、市はこれに基づき指導を行っています。



戸吹清掃工場

清掃工場におけるばい煙中のダイオキシン濃度

単位：ng-TEQ/m³N

	排出基準	H23	H24	H25	H26	H27
戸吹清掃工場	1	0.27	0.13	0.12	0.19	0.028
館清掃工場		休止	休止	休止	休止	休止
北野清掃工場		0.00096	0.05	0.24	0.15	0.011

※ 測定値については最大値を掲載しています。

イ. 有害大気汚染物質

近年、低濃度ではありますが、多様な化学物質が大気中から検出されています。有害大気汚染物質は塗料の溶剤、金属洗浄剤やガソリンなどに含まれており、自動車からも排出されます。

市では、片倉町及び大楽寺町測定室において、揮発性有機化合物、アルデヒド類、ベンゾ（a）ピレン及び重金属類など27物質について年12回測定を行っています。このうち、環境基準が定められている4物質の測定結果は、いずれも環境基準を達成していました。

有害大気汚染物質調査結果

(単位：μg/m³)

項目	片倉町測定室平均値	大楽寺町測定室平均値	環境基準
ベンゼン	0.97	0.93	3.0
テトラクロロエチレン	0.17	0.31	200
トリクロロエチレン	0.53	0.82	200
ジクロロメタン	1.4	1.5	150

ウ. 化学物質の適正管理

大気環境などへの排出量が多い化学物質には、トルエンやイソプロピルアルコールなど、塗料の溶剤や印刷工程で使用されるものが挙げられます。化学物質は適正な管理を通じて環境への排出抑制などを図るため、14年度からは環境確保条例により、適正管理化学物質（59種類）を年間100kg以上取り扱う者に対し、使用量、製造量及び排出量などを市長へ報告することが義務付けられています。

さらに、従業員が21人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を市長へ提出することが義務付けられており、26年度からは、震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書が提出されることになりました。今後も化学物質の自主的な適正管理や排出抑制、代替物質への転換を事業者には促すため、届出指導を行っていきます。

適正管理化学物質使用量等報告件数

年 度	H25	H26	H27
適正管理化学物質使用量等報告件数	133	134	132
化学物質管理方法書受理件数	18	46	19

エ. 土壤汚染対策

土壤は、人をはじめとする生物が生きていく基盤であり、水や空気と同様に良好な環境を作り出す重要な要素です。近年、事業活動の進展によって、土壤汚染の要因が広がりつつあります。土壤汚染の原因は、工場や事業場での化学物質の漏出や廃棄物の投棄などが主なものとなっており、いったん汚染されると土壤に有害化学物質が蓄積され汚染の状態が長期にわたる特徴があります。

そこで、環境確保条例の土壤汚染に関する規定が13年10月に施行され、有害物質取扱事業者により工場・指定作業場を廃止または主要部分を除去する場合、もしくは3,000㎡以上の土地の改変を行う場合は、調査結果を報告することが義務付けられました。また、土壤汚染対策法が22年4月に改正され、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の廃止や3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合なども、その調査結果を報告することが義務付けられました。市では、この法律と条例を運用し、事業者が適正に処理するよう指導しています。

オ. 殺虫剤・農薬

化学物質が健康に影響を与えるのを未然に防ぐため、都は「化学物質の子どもガイドライン（殺虫剤樹木散布編）」と「子どもガイドライン」を、農林水産省・環境省は「住宅地等における農薬使用について」の通知や「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」のリーフレットを作成しています。市では、市民が安心して生活できる環境を確保するため、市民や子どもが多く利用する施設（学校、幼稚園・保育園、公園など）の管理者へ配付するとともに、ホームページで随時情報提供し、安全管理を行うよう呼びかけています。

(5) 騒音・振動の取組

ア. 道路交通騒音

市では、主要幹線道路で自動車騒音の測定を行っています。

騒音規制法では、定める限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、都道府県の公安委員会に対し措置を執るよう要請することができます。27年度は、この要請限度測定を実施し、測定地点5地点のうち、全測定地点で要請限度を下回りました。

また、自動車騒音の測定値をもとに、道路の端から50mの地域に立地する住居ごとに騒音レベルを推計し、環境基準値を下回った戸数が全住居戸数の何%になるかという環境基準測定調査も行っています。27年度は、15区間を調査し、全路線合計で昼間が98%、夜間が97%という環境基準達成率となりました。



道路交通騒音測定

イ. 工場・事業場や建設作業の騒音・振動対策

市では、騒音規制法や振動規制法をはじめ、環境確保条例に基づく認可・届出のある工場等に対し、規制基準を遵守するよう技術指導を行い、公害発生の未然防止に努めています。騒音・振動は同時に発生するケースが多く、工場等の規模や立地条件などを考慮しながら適切な防止対策を指導しています。

また、著しい騒音や振動の発生を伴う建設作業については、騒音規制法と振動規制法に特定建設作業に関する規定があり、該当する作業について事前の届出が義務付けられています。市では、届出があった場合、騒音や振動の大きさ及び作業時間等について指導を行っています。

ウ. 航空機騒音防止対策

本市東部の上空には、米軍横田飛行場を離発着する航空機の飛行ルートがあります。26年度の都及び市の騒音測定結果では、5か所の測定地点中、4か所で環境基準を達成しました。国は航空機の騒音対策として対象区域を指定し、住宅防音工事の補助制度を実施しています。

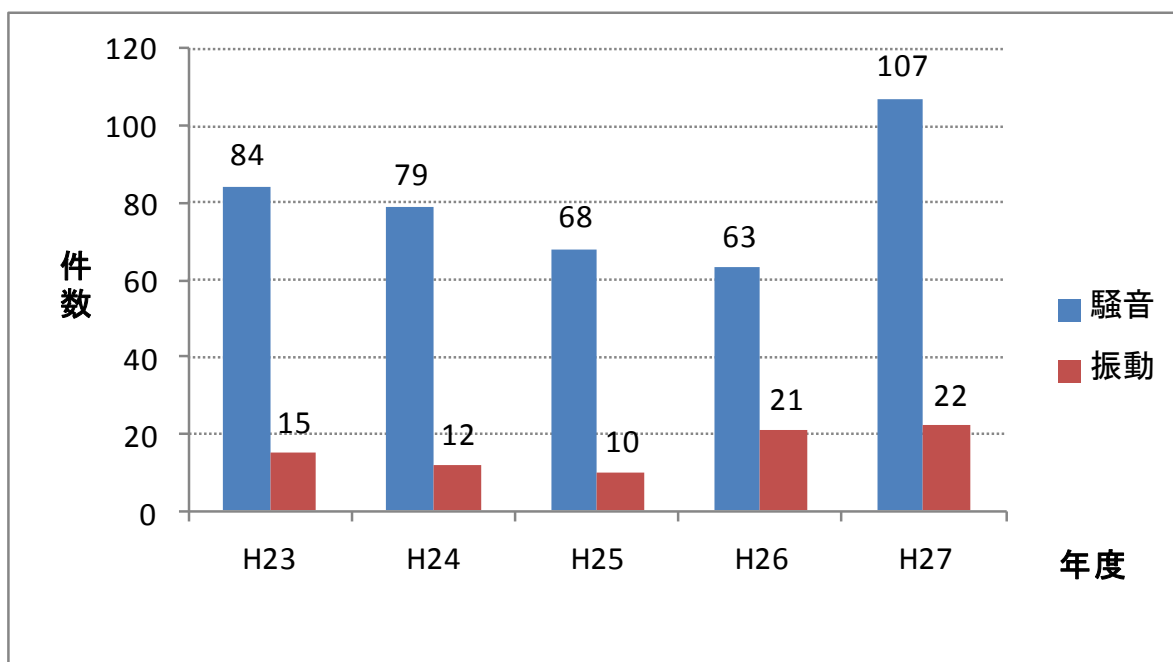
また、市では、市民の生活環境を守る視点から、東京26市で構成されている東京都市長会を通じて騒音対策の充実等について要望を行っています。

エ. 市民の生活環境を守る対応

市では、工場等の設置や建設作業の届出時に事業者等へ騒音・振動対策を指導しています。

また、個別に苦情が寄せられた場合には、現場の状況を確認した上で必要な対策を指導し、問題の解決を図っています。

○騒音・振動による苦情件数



○道路交通騒音・振動測定の要請限度超過地点数

年度 (測定地点数)		H23 (24)	H24 (24)	H25 (24)	H26 (6)	H27 (5)
騒音	昼間	0	0	0	0	0
	夜間	2	2	1	1	0
振動	昼間	0	0	0	0	—
	夜間	0	0	0	0	—

2. 評価

ここでは、基本施策Ⅳ—2安全で健康な暮らしを守るについての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H27実績
周囲の生活環境(大気汚染、騒音・振動)について良いと感じている市民の割合	41.9%	51%	60%	43.0%	43.9%
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	おおむね順調	対前年比0.9%増加した。		引き続き広報、ホームページ等を活用し水質・大気等の測定結果の情報提供を行う。	

基本施策の評価 : ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

水質、大気、土壌、空間放射線量の測定を実施することにより、市内の環境状況の把握に努め、市民に対し適時情報提供を行った。また、河川水質の環境基準は全項目を達成し、達成率の100%が維持されている。規制基準の遵守についても現地調査を行い適切に指導を実施した。

<今後の展開>

引き続き環境測定を実施し、市民に情報提供を実施するとともに、規制基準に対する監視体制の強化、指導を徹底する。

<環境推進会議での相互評価>

引き続き、河川の水質測定や大気測定を実施するとともに、測定結果について、速やかに市民に向けて情報提供を行っていただきたい。また、規制基準に対する監視、指導を徹底していただきたい。